様式第２号

事業計画書

１．管理運営についての基本方針等

(1) 施設の管理運営についての基本方針を提示してください。

・木之本まちづくりセンターは旧木之本町時代より中央公民館の位置づけで木之本地域の文化振興、地域振興に寄与してきました。こうした背景を基本に木之本地区地域づくり協議会が当該施設を管理運営することで、引き続き地域に根差した、地域住民のニーズに沿った形の運営が可能と考えます。

・旧木之本町内には４地域づくり協議会があります。今回木之本地区地域づくり協議会が指定管理を申請しますが、管理運営を主となって担い、他の３地区の地域づくり協議会には門戸を開き共同利用の考えで施設の有効活用を図っていきます。

・木之本まちづくりセンターは独立館ではなく行政との複合施設であり管理運営に関して煩雑になる可能性を含みますが、行政との連携を密にして地域住民、利用者に有効利用できる体制を確立します。

・建物に関しては建設後約４０年を経過し、耐震、合併後の手直し等その都度修繕改良が重ねられては来ていますが、当施設が災害時には長浜市北部の対策本部、また一時避難建物として充分な機能を果たすために、行政側と協力して防火、空調、消防、電気等の設備点検を進めいていきます。

・従来のまちづくりセンターが取り組んできた地域に根差したイベント、各種教室開催を踏襲しながら、センター集客利用だけではなく、更なる取り組みとして出かけるまちづくりセンター、まちづくりセンターのスポット開催をしていきます。

・従来のチラシ、回覧等の紙媒体だけでなく SNS 等を利用しての PR を積極的に進めセンターの利用者増加に努めます。

(2) 指定管理者を希望する理由・目的を提示してください。

・木之本まちづくりセンターは旧木之本町の中心市街地に立地し、当木之本地区地域づくり協議会はそのセンターを含む地域を活動範囲としています。木之本地区の地域住民に最も近い施設であり、地域ニーズに迅速に対応できる体制にあります。現在の生涯学習活動やまちづくりセンターの事業は地域住民のニーズに沿った形で取り組みがなされています。地域づくり協議会が今後取り組む事業と重なる部分も多々あると思われ、指定管理で取り組むことにより効率かつ広がりのある事業展開が図られると思われます。

・４地域づくり協議会が併存する中で、本地区が指定管理を受けるとき、単に木之本地区のみを対象とした取組、事業展開ではなく、広く旧木之本町全域を視野に入れ

た形での事業展開を３地域づくり協議会と連携していきます。こうしたことで、現在４地域づくり協議会に分かれて事業展開を進めている中ではありますが、一体感の醸成の一助になると考えます。

・今後まちづくりセンターの様々な事業を展開するとき、単に中央集客のみで事業展開を図るのではなく、４地域づくり協議会が持っている独自性、特徴を前面に押し出した事業を旧の木之本町全域にひろげるには指定管理を受けることが最良と考えます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（Ａ４版）を作成してください。

2．施設の維持管理・運営に関する業務

（1）維持管理業務仕様一覧の内容をふまえ、維持管理業務の具体的な内容、方法、頻度等について標準的な年間作業計画を作成してください（A４版・任意様式）。なお、その中では、仕様一覧の内容を上回る部分について積極的に提案してください。

・年間の維持管理計画書を作成し、定期的に目視、巡視点検を進めます。

・木之本まちづくりセンターは北部振興局との併設のため、管理施設だけではなく共用施設における維持管理については北部振興局と協議しながら施設美観に取り組みます。

区分	業務項目	業務内容	頻度
建物の維持管理	外観点検	内外装の状況確認	１回／月
	落書き点検	施設内外の落書き確認	随時
設備の維持管理	電灯点検	電灯の点検、交換	随時
備品の維持管理	保守管理	備品の維持管理 備品台帳の管理	随時
	消耗品管理	消耗品の購入、管理等	随時
植栽の維持管理	植栽管理	樹木植え込みの選定	１回／年
	その他植栽	施肥、除草等	随時
清掃業務	事務所	事務所のガラス磨き	１回／年
	その他施設	その他施設内外の清掃	随時
除雪業務	施設の周辺 駐車場等	施設回りと駐車場の除雪	随時 10㎝以上の降雪時
保安警備業務	保安警備	開館時の巡回、監視	随時
	機械警備	閉館時の事故災害予防	通年
駐車場管理業務	安全確保	自動車等の誘導	随時
	迷惑駐車	迷惑駐車の防止	随時

（2）緊急事態（災害・事故等）における対応体制や、その予防対策について、具体的に提示してください。

・緊急事態時には利用者の安全確保を最優先とし、救護・避難誘導をするとともに市・警察・消防等関係機関への連絡対応をします。

・施設利用者のケガ、急病の際は応急措置を取ったうえで救急車の手配等迅速な対応に努めます。

・予防対策として施設内での緊急対応の組織づくりと緊急マニュアルを作成します。また避難訓練を実施します。

・救急救命の講習会に参加し、資格取得に努めます。

（３）必要な有資格者の選任、配置方法について、具体的に提示してください。また、貴団体において、最低限必要なものに加えて有益な有資格者を管理施設に配置できる場合には、その内容や効果について提案してください。

・木之本まちづくりセンターは北部振興局との併設の施設であるため、建物・施設関係の有資格者は必要ないと考えています。

・施設内に図書室を抱えていますが、平成２７年３月策定の「長浜市図書館基本計画」の中で将来的な司書設置について述べられていますので、指定管理者での有資格者設置は必要ないと考えます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（Ａ４版）を作成してください。

３．休館日・開館時間

（１）休館日・開館時間の変更について、具体的な考え方を提示してください。

・今回指定管理を受けるにあたり、とくに休館日、開館時間等の変更については考えていません。

・やむを得ず利用者の都合により休館日や開館時間外に施設利用の申し出がある場合は柔軟に対応を致します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（Ａ４版）を作成してください。

４．利用促進及びサービスの向上

利用促進に向けた具体的な取組と、サービスの向上のための具体的な取組みについて提示してください。なお、ここでは生涯学習事業、自主事業等について具体的に提示する必要はありません。これらの内容については、６．７において提示してください。

（１）利用者等からのニーズの把握方法を提示してください。

・施設の利用者のニーズの掌握に年１回のアンケート調査を実施し、内容分析します。その結果を事業内容の拡大、発展、見直し等の参考にします。また、各講座受講者には終了時にアンケートを取り内容の確認作業をします。

・従来使用していた諸団体の意見を細かに聞き、使い勝手の良い施設にします。

（２）利用者等からの苦情・要望等に対する対応について提示してください。

・利用者からの要望、問い合わせには真摯な態度で対応に努めます。

・苦情等については、相手のクレーム内容を充分に聞き状況把握の上で迅速に対応します。また、記録を取り個々の職員の扱いではなくセンター全体の問題として対処し、重要案件については市の担当部局と協議します。

（３）施設のＰＲや情報提供など広報活動についての効果的な取組を提示してください。

・市の広報やローカル新聞等への記事掲載依頼をするとともに、従来のペーパー中心のPR方法からホームページ、フェイスブック等のSNSを最大限利用し情報発信に努めます。

（４）まちづくりに関係する、地域・関係機関・ボランティア等との連携についての考え方や方策を提示してください。

・まちづくりセンターは住民の交流、活動の場であり、生涯学習推進等の役割を担う施設として地域、関係機関、ボランティア等との連携は重要です。連携なくしてまちづくりセンターの運営は図れないと考えます。

１）地域づくり協議会との連携

旧木之本町には４地域づくり協議会が存在し、各地域づくり協議会とも活発に事業展開をしています。今回指定管理は木之本地区地域づくり協議会で受けますが、木之本まちづくりセンターを独占使用するのではなく他の３地域づくり協議会の事務的な作業や会議等を気軽に行える形での運営を図り、利便に寄与したいと考えています。なかなか難しい問題ですが、将来的に４地域づくり協議会が一つにまとまる素地作りをしていきます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（Ａ４版）を作成してください。

2）連合自治会との連携

連合自治会は地域づくり協議会と同様４連合自治会があり、それぞれ地域づくり協議会とは違う視点での活動をしています。連合自治会に対してもまちづくりセンターの積極的な使用を推奨するとともに、一部事務的な機能も担っていきます。

3）福祉の会との連携

社会福祉協議会には旧木之本町を活動範囲とする福祉の会があります。活動範囲が異なるとともに事務局も社会福祉協議会内にあります。しかしながら、取り組み事業等は共通する事項が多々あるため、協力連携をしながら今後も事業展開を図ります。

4）青少年育成会議

現在、木之本まちづくりセンターが木之本地区青少年育成会議事務局を合併時より預かり会運営の手助けをしていますが、指定管理後も引き続き事務局を担い支援していきます。

5）地区文化協会

文化協会は公民館時代より現在に至るまで施設利用の大きな根幹の団体であり、特に秋の文化祭には中心的な組織として活動しています。引き続き、事務的な支援体制をとります。

6）サークル・団体

施設利用のサークル・諸団体には利用者同士の相互調整を図りながら、利用者の利便を第一に対応していきます。

（5）その他利用促進・サービスの質を維持・向上するための取組について提示してください。

・施設利用者に気持ちよく使っていただくために窓口職員の資質向上を図ることを第一義として研修等に積極的に参加します。

・職員の事務連絡会議を週１回開催し意見交換の中でサービス、接遇等について考えていきます。

【達成目標】

年度	利用者数	積算根拠
３１年度	１３，２００人	過去３年間の利用者数の平均値を基礎の数値とし、各種講座の開設、事業取り組みにより年間増加数を５０人と見込みました。
３２年度	１３，２５０人	
３３年度	１３，３００人	
３４年度	１３，３５０人	
３５年度	１３，４００人	

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（Ａ４版）を作成してください。

５．組織体制・職員配置等

(1) 管理運営の組織体制を提示してください。

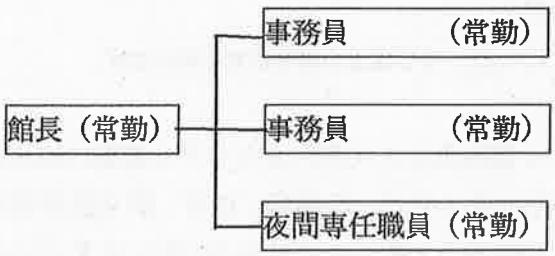

休館日の利用については柔軟な取り扱いをします。

(2) 管理運営に係る職員配置を提示してください。

役職	担当業務内容	資格・能力等	雇用形態	勤務形態
(例)館長	・・・	甲種防火管理者	常勤	通常勤務 8：30-17：15
館長	施設全般管理運営責任者		常勤	8;30～17.:15
事務員	施設管理　経理全般		常勤	8;30～17.:15
事務員	一般事務　外部団体事務		常勤	8;30～17.:15
夜間職員	夜間利用の施設管理		常勤	17.:30～22:00

(3) 人材育成の考え方や職員の研修計画等を提示してください。

・就業経験者、未経験者問わず、改めて研修機会を設け資質向上に努めます。

・市主催の人材育成研修には積極的に参加します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（Ａ４版）を作成してください。

６．まちづくり推進事業

（１）管理施設を利用したまちづくり推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください

特にまちづくり推進事業の提案については、３つ以上の事業提案を求めます。

【４地協連携事業の取り組み】

木之本地域には４つの地域づくり協議会がそれぞれまちづくり事業に取り組んでいます。各地区で持っている特色ある自然、動植物、催事、歴史遺産等を広く地域内外に示すために「知っているようで知らない地元のお話」をテーマに地区ごとの講座を開設します。

① 杉野地区地域づくり協議会と連携しながら近世産業遺産の『土倉鉱山』関係の講座を開設。
定員　２０～３０名
座学　３回（５時間）　フィールドワーク　１回（３時間）

② 高時地区地域づくり協議会と連携しながら天然記念物『オオサンショウウオ』関係または『己高山山岳仏教』の講座を開設。
定員　２０～３０名
座学　３回（３時間）　フィールドワーク　１回（２時間）

③ 木之本地区地域づくり協議会として『木之本地蔵と北国街道』関係の講座を開設。
定員　２０～３０名
座学　３回（５時間）　フィールドワーク　１回（２時間）

④ 伊香具地域づくり協議会と連携し『賤ケ岳合戦』関係の講座を開設。
定員　２０～３０名
座学　３回（６時間）　フィールドワーク　１回（５時間）

【フェスタ木之本の事業充実と拡大】

合併前より毎年秋に開催されている「フェスタ木之本」（文化祭）をまちづくりセンターのみではなく管轄外の周辺の施設、スティックホール等を活用し、従来は文化団体が中心となっての事業であったのを３地域づくり協議会とも連携しながら事業展開を図り、まちづくり推進の事業と位置づけして引き続き開催していきます。

【まちづくりに関する相談窓口の設置】

市民活動に関する相談窓口を設置し、木之本地域のあらゆる団体のまちづくりに関する相談を受けるとともに、長浜市市民活動センターとのパイプ役に努めます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（Ａ４版）を作成してください。

７．生涯学習推進事業

管理施設を利用した生涯学習推進事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数）について提示してください。（Ａ４版・任意様式）。

なお、下記必須的生涯学習推進事業である下記①～③については必ずテーマごとに１つ以上の事業を提示すること。

①人権

内容：他団体と連携協力しながら各自治会での人権学習の推進を支援するとともに各自治会に設置の人権委員を集めての学習会を開催します。

回数：年１回

人数：５０名

②青少年健全育成

内容：「木之本青少年育成会」と協力し木之本地域の青少年健全育成に取り組みます。関係諸団体との連携のもと青少年関連の大会を開催します。

回数：年１回

人数：１５０人

③家庭教育

内容：従来、木之本まちづくりセンターで取り組まれていた「子ども学び座」事業を継続開催し、体験学習を中心にした事業展開を図ります。

回数：年６回

人数：３０人

内容：親子で観る感動映画会を開催します。長期休暇期間中に親子で参加し、ふれあいの場を作り親子の絆を深めます。

回数：年１回

人数：１００人

④その他生涯学習推進事業

・木之本まちづくりセンターが３０年度取り組まれた「日本歴史入門」講座は引き続き取り組みます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（Ａ４版）を作成してください。

８．自主事業

管理施設を利用した自主事業の実施計画（事業内容・回数・参加人数・実施体制等）について提示してください。

他団体と連携しながら高齢、少子化、生きがいづくり、IT、インバウンド等社会的課題、今日的課題に焦点をあてた講座を開設します。

①生きがいづくり講座

・男の料理教室

内容：男性を集めての簡単にできる家庭料理教室

回数：年間４回

人数：１０人

・健康マージャン教室

内容：最近は高齢者施設での取り組みがされている健康マージャン。
頭を使い、手を動かし、痴呆予防対策の教室です。

回数：年６回

人数：２０人～３０人

②インバウンド講座

・貴方も簡単英会話で木之本の案内を

内容：２２年のオリンピックを契機として長浜市にもインバウンドの波は押し寄せてきます。来浜の外国人に木之本地域を案内できるようにする簡単英会話教室

回数：年１２回

人数：２０人～３０人

③IT 関連講座

・貴方にも出来る SNS 教室

内容：スマートフォンを利用して地域や、団体や、個人の情報発信を。
簡単な SNS を学びます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（Ａ４版）を作成してください。

９．その他

（１）施設の管理運営における経費節減のための取組について、具体的に提示してください。

・北部振興局との併設施設であるため施設管理上の経常経費節減については行政と協議しながら進めていきます。
・施設内では掲示物による利用者への節電、節水の協力の呼びかけをします。
・利用者に不便をかけない程度の間引き照明を実施します。
・資料作成は両面印刷を基本とします。

（２）施設の管理運営における個人情報保護の取組について、具体的に提示してください。

・業務上知り得た情報は条例等に基づき外部流出がないよう細心の注意にて管理運営に当たります。
・使用申請、受講申込書、各種参加名簿等は施錠が出来るロッカーで保管し、不要な書類はシュレッダーにて処分します。
・パソコン内のデーター管理はパスワード設定で関係者のみが扱えるようにし、パソコン本体にのみデーター保管します。
・パソコンデーターの持ち出しは厳禁とします。

（３）施設の管理運営における環境に配慮した取組について、具体的に提示してください。

・冷暖房の温度設定、可能な限りでの節電などに努めます。
・各部屋のごみ箱を撤去し、利用者にごみ持ち帰りの協力をお願いします。
・施設内で使用する物品についてはエコ商品を積極的に使用します。
・施設利用者の車両についてアイドリングストップの協力を促します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（Ａ４版）を作成してください。

１０．自由提案

（１）管理施設の設置目的の達成に向けて、どのような思いをもっているのか、地域課題に対するアプローチ、市民活動に対する支援の方法、地域の情報発信、その他地域コミュニティの振興につながる施設の活用方法について自由に記入してください。

・木之本まちづくりセンターは北部振興局との併設建物であり、併設によるメリット、デメリットは指定管理を受けて後、年月を経過していくとともに様々な場面で生じてくると思われます。単純に、事務的に、この部分は、この仕事は、まちづくりセンターで、北部振興局でと区分するのではなく、その都度協議しながら補完し合って管理運営をしていく必要性を強く感じています。

・木之本地域内４地域づくり協議会ある中で今回木之本地区地域づくり協議会が指定管理の申請を出しました。これは木之本地区のみの施設として事務局設置、事業展開を図るのではなく、広く木之本地域住民全体を対象として、また４地域づくり協議会の連携のもとに事業展開を計画しています。事務局にしても他の３地域づくり協議会に開放し、地域づくり協議会に関する事務的な単純仕事（資料作りや印刷業務）が便利になればと考えています。４地域づくり協議会が一つになるにはまだまだ年月がかかると思われますし、その必要性も議論する余地があると思われます。今回、木之本地区地域づくり協議会が指定管理を受けることにより、各地域づくり協議会が自由にこの施設を利用し木之本地域の全体の施設に成長出来ればとの思いです。

・１９６８年伊香郡教育界が中心となって始まった「伊香郡美術展覧会」は伊香郡の芸術・文化の高揚を目的に開催され、４２年間続きましたが、合併時に主催団体である伊香郡教育会が解散し、補助金打ち切り等で途絶えました。その後、有志が実行委員会を立ち上げて地域住民に資金の協賛を呼び掛け、ボランティアを募り継続開催にこぎつけ２０１０年再スタートしました。しかし、その後資金不足や実行委員会委員の高齢化等の理由により本年度は中止をせざるを得なくなりました。私たち木之本地区地域づくり協議会は地域文化の向上に寄与してきたこの伝統ある「伊香美術展」の再々開のための方策を探るべく、関係機関への呼びかけをしていければと考えています。

（２）貴団体についてのＰＲ、施設の将来的な展望等について、自由に記入してください。

・木之本地区地域づくり協議会は平成２４年９月に市内最終の協議会として設立されました。平成２８年度から本格的な事業展開をし、「無理をせず」「出来ることから」を合言葉に３年が経過しました。現在は、専門部会５部会で地域課題に即した形で事業を推進しています。

・今回、指定管理を受け、活動拠点を設けることにより、地域づくり協議会の活動に幅が出来るとともに、地域住民に対しての更なる認知度が上がるものと期待しています。また、今後の会運営に大きな課題となってくる後継者の育成のため子どもや若者に焦点を当てた事業展開を図っていきたいと考えています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（Ａ４版）を作成してください。